

棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

整理番号	
連絡先電話番号	

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	単 連 体 結 法 親 人 法 人	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	印
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	親署 子署 子署 調査課

自 平成 年 月 日 (連結)事業年度から 棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記のとおり
 至 平成 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 変更したいので申請します。

記

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変と更する理由	
---------	--

税 理 士 署 名 押 印	印
---------------	---

税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

棚卸資産の評価方法

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6)

この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

(注) 平成 21 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度から平成 22 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産(旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するもの)について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書(この申請様式に所定の事項を記載したもの等)を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。

旧評価方法とは、平成 21 年改正前の法人税法施行令第 28 条第 1 項第 1 号八《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第 2 号に掲げる低価法を含みます。)をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第 28 条第 1 項各号に掲げる方法をいいます。

- 3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。

また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。

- 4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

- 5 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類(事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。
- (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、商品又は製品(副産物及び作業くずを除きます。)、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、主要原材料、補助原材料その他の棚卸資産の区分(上記区分を更に細分するときはその別)を記載し、短期売買商品については、金、銀、白金その他の資産の区分(上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号から第 21 号まで(第 17 号を除きます。)の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

- (5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。
- (6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。
- (7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「 」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。